

第三者(法人等)による戸籍・住民票等の請求について

法人等の第三者が住民票や戸籍の証明を交付請求できるのは、住民基本台帳法第12条の3第1項及び戸籍法第10条の2第1項に基づき、以下の場合となります。

- ・自己の権利を行使し、又は自己の義務を実施するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合
- ・国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
- ・その他、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合

住民基本台帳法第12条の3第1項の正当な理由にあたるものの例

- ・債権者が債権回収のために債務者本人の住民票を請求する場合
- ・生命保険会社が生命保険金の支払いのために所在のわからない契約者の住民票を請求する場合

戸籍法第10条の2第1項の正当な理由にあたるものの例

- ・公証役場で遺言書を作成するにあたり、相続人に指定する兄弟の戸籍謄本を提出する必要がある場合
- ・生命保険会社が保険金受取人である法定相続人の特定のために請求する場合

■請求方法

必要書類等	窓口で請求	郵送で請求	備考
請求書	請求者が法人の場合、法人の社印または代表者の印が必要です。請求事由も具体的にご記入ください。※1	請求者が法人の場合、法人の社印または代表者の印が必要です。請求事由も具体的にご記入ください。※1	申請書は、町ホームページに掲載しているもの、または任意の様式によるものでも構いません。 ※1 請求の任に当たっている方(代表者)の住所、氏名も必ず記入。
相手方との関係が分かる疎明資料	契約書および債務残高証明書等、債権債務関係等の利害関係を明らかにする書類をご提示ください。※2	左に同じ	※2 提出していただいた疎明資料の返却はいたしません。
請求者の本人確認書類	・運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード、在留カード等、現住所が記載されたもの。 ・法人が請求する場合には社員証や法人の代表者または管理者(支店長等)からの委任状等、来庁者と法人との関係がわかるものも合わせてご提示ください。	左に同じ	本人の写真が貼付された官公署が発行したもの1点。または、官公署が発行した書類であっても写真の付いていないものについては、氏名、生年月日、住所等が確認できるものを2点提示していただくことで本人確認を行います。 (名刺は確認書類にはなりません。)
請求者が法人の場合、法人の主たる所在地を確認できるもの	次のうちいずれか1点 ※3 ・事務所の所在地の記載のある社員証や法人登記簿謄本又は登記事項証明書 ・官公署が発行した許可証 ・個人事業主の場合は税務署等関係機関に届けた開業届又は事業内容の分かる資料(パンフレット) ・法人のホームページで事業所の所在地が確認できるページをプリントしたもの。	左に同じ	※3 社員証・職員証・法人の登記事項証明書・事務所の賃貸契約書等、事務所の所在地の記載があり、請求書に記載された事務所所在地と送付先住所が同一であるものに限りません。
手数料	現金	定額小為替	
送付先		切手を貼付した返信用の封筒を同封ください。送付先は、請求者の現住所です。(法人の場合は、事務所の所在地が確認できる書類に記載されている住所に限りません。)	